河川法

1.案内情報

手続名: 渇水時における水利使用の特例の承認

手続根拠 : 河川法第53条の2第1項

河川法施行規則台28条の2

手続対象者 : 渇水時における水利使用の特例の承認を受けようとする

水利使用者

提出時期: 渇水時における水利使用の特例の承認を受けようとする

とき

提出方法 : 河川法規則第28条の2に定める申請書を作成し、当該

河川区域を管理する国土交通省地方整備局等の事務所又

は都道府県の担当部局へ提出して下さい。

手数料 : 無し

添付書類・部数 : 申請書の提出先となる国土交通省地方整備局等の事務所

又は都道府県の担当部局にお問い合わせ下さい。

申請書様式 : 河川法施行規則別記様式第16の2の様式

記載要領・記載例 : 申請書の提出先となる国土交通省地方整備局等の事務所

又は都道府県の担当部局にお問い合わせ下さい。

2.窓口情報

提出先問い合わせ窓口:

(河川管理者が国土交通大臣の場合)

北海道開発局建設部建設行政課 011-709-2311 (内線 5348) 022-225-2171 (内線 3571) 東北地方整備局河川部水政課 関東地方整備局河川部水政課 03-3211-6261 (内線 3571) 北陸地方整備局河川部水政課 025-266-1171 (内線 3571) 中部地方整備局河川部水政課 052-953-8119 (内線 3571) 近畿地方整備局河川部水政課 06-6942-1141 (内線 3571) 中国地方整備局河川部水政課 082-221-9231 (内線 3571) 四国地方整備局河川部水政課 087-851-8061 (内線 3571) 九州地方整備局河川部水政課 092-471-6331 (内線 3571)

(河川管理者が都道府県知事の場合)

各都道府県の場合は土木部河川課等

受付時間: 提出先にお問い合わせ下さい。

相談窓口: 上記問い合わせ先

3.手続情報

審査基準: 「河川法の一部を改正する法律等の運用について」標準処理期間: 上記審査基準を満たしている場合には直ちに承認

不服申立方法: 行政不服審査法の規定による